

4月定期総会会議録

会議の開催日時 令和4年4月12日(火) 13時30分 ～ 15時30分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 5-1 会議室

会 議 の 内 容 議第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第17号 事業計画変更承認申請
議第18号 彦根市農用地利用集積計画(案)

出席委員は下記のとおりである。

1 大西 太郎(副会長)	11 辻 宏
2 木村 数茂	12 片山 敏雄
3 成宮 一郎	13 北村 文尾
4 伴 孝子	14 近藤 章
5 北川 誠	15 森 安正
6 田中 金二(会長)	16 北川 秀夫(Cブロック長)
7 岸田 つるゑ	17 茶木 洋子
8 松宮 秀治(副会長)	18 西川 末美
9 野田 一光(Aブロック長)	
10 疋田 喜久夫	8 澤田 勘一(Bブロック長)

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおりである。

1番 西澤 育男 3番 大塚 良一 6番 長崎 作藏 7番 辻野 久和
11番 疋田 吉隆 14番 柴田 幸弘 17番 吉田 定一 18番 服部 茂樹

欠席委員は下記のとおりである。

なし

会議に出席した事務局員は下記のとおりである。

局 長 坂井 博之 次 長 大村 敏男
主 任 八木 貴大

会議に出席した参与は下記のとおり

農林水産課長 荒北 均 農林水産課長補佐 木田 正信

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおりである。

主 任 小野 匡升 主 事 野崎 悠平

当日の記録係

主 任 八木 貴大

○ 議長（田中 金二）

定期総会に先立ちまして、事務局から皆様にご報告事項がございますので、よろしくお願い
します。

○ 事務局長（坂井 局長）

（人事異動について説明）

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、ただいまから 4 月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところ
ご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていた
きます。

（ 会長挨拶 ）

本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。2 番 木村 数茂委
員、4 番 伴 孝子委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を 4 月 6 日に実施しておりますので、立会報告をお
願いいたします。

○ 片山 委員

（ 現地調査立会報告 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

議第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請

議第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

議題 17 号 事業計画変更承認申請

議第 18 号 彦根市農用地利用集積計画（案）でございます。

○ 議長（田中 金二）

それでは、議第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

今月は所有権の移転 1 件です。所有権の移転の申請地は市街化区域の農地です。こちらの農地の場所は、J R 稲枝駅の南側で主要地方道愛知川彦根線の柳川街道踏切がアンダー道路として開通しましたが、その南東にあたります。

譲受人は田附町を中心に、稲枝町や彦富町でも耕作されている認定農業者の●●●さん、譲渡人は●●●●●さん持ち分 16 分の 6、●●●さん持ち分 16 分の 4、●●●●●●●さん持ち分 16 分の 3、●●●●●さん持ち分 16 分の 3 の共有です。今回、譲渡人は、市街化区域の申請地と農振農用地区域の農地を所有しておられましたが、長らく耕作放棄となっていた農地で、かつ相続の手続きがされておりませんでした。加えて農振農用地区域の農地においては、土地改良区の賦課金が未納となっており、今回の売買により、清算されることとなり、耕作放棄も解消されるものです。なお、農振農用地区域の農地については、後ほどの彦根市農用地利用集積計画において、所有権移転されますが、申請地が、市街化区域の農地でありますことから、認定農業者ですが、農地法 3 条により手続きされるものです。譲受人は、申請地面積を合わせて、経営農地面積が約 10.5ha の耕作をされており、稲枝地区の下限面積を上回ります。常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について成宮委員、辻野委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 成宮 一郎 委員

市街化区域内の農地でもあり問題ありません。

○ 辻野 久和 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、所有権の移転 1 件異議なしと認めますので、許可とします。

続きまして、議第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げますが、1 番案件は、議第 17 号事業計画変更承認申請の 1 番案件と関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5 条許可申請の 1 番案件および事業計画変更承認申請の 1 番案件です。議案書の 3 ページおよび 15 ページです。前回の定期総会にて一度ご審議いただいたものですが、開発の事前協議が終了していなかったため、継続審議となっていた案件でございます。なお、都市計画課には 3 月 15 日時点で事前協議が終了し、本申請があったことを確認しています。申請内容は前回と変更がないことから詳細な説明は割愛させていただきます。申請地は県道愛知川彦根線の野良田町の交差点から南東に 140m に位置する市街化調整区域の農振白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、第 3 種農地であると判断できますことから、立地基準上は転用が可能です。こちらが現況写真です。こちらが土地利用計画図となります。一般基準上も問題はありません。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について成宮委員、辻野委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 成宮 一郎 委員

特に問題ありません。

○ 辻野 久和 委員

問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。2 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5 条許可申請の 2 番案件でございます。議案書の 3 ページをご覧ください。申請者は、譲受人が●●●●さん、譲渡人は同じく●●●●さんです。転用目的は駐車場で、売買による所有権の移転を伴います。譲受人である●●●●さんは、会社の代表を務められており、来客が多くあるなかで、自宅の駐車スペースが狭隘であったところ、自宅に隣接する当該申請地の売買の話がまとまったことから、新たに駐車場用地として取得したいと申請されたものです。申請地は賀田山町小田部の集落内に位置します農振白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は、立地基準上は転用が可能です。場所はこちらです。こちらが譲受人の自宅です。こちらが現場写真です。こちらが土地利用計画図です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、表土を約 13 センチ鋤取り、土間コンクリートで整地を行い、来客用に自動車 3 台を駐車するスペースを確保する計画となっております。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、周囲に農地はありません。次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、見積書と残高証明書を添付いただいております、全額を自己資金で賄う計画となっておりますことから、資金面の問題がないことを確認しております。

また、南部土地改良区の問題ない旨の意見書を添付いただいておりますことから、一般基準につきましても問題ないものと思われまます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について森委員、長崎委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 森 安正 委員

問題ありません。

○ 長崎 作藏 委員

送迎用の駐車スペースにも使えるので問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については会長許可とします。3 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5 条許可申請の 3 番案件でございます。議案書の 4 ページをご覧ください。申請者は、譲受人が●●●●さん、譲渡人は●●●●さんです。転用目的は駐車場および荷役スペースで、売買による所有権の移転を伴います。譲受人である●●●●さんは、作業着等を販売する商店を営んでおられますが、在庫を保管している自宅の駐車スペースが狭隘であることから、隣接する当該申請地を新しく駐車場および荷捌き場として利用したいと申請されたものです。申請地につきましては、譲渡人の●●●●さんの先代が昭和 27 年頃に居宅を建築したことにより非農地化したとのことです。申請地は、犬方町の集落内に位置する農振白地の農地となります。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は、立地基準上は転用が可能です。こちらが譲受人の自宅です。こちらが現況写真です。

続きまして、こちらの土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、現状のままトラックの駐車スペースおよび荷物の荷捌きを行うスペースとして利用する計画となっております。周辺農地への被害防除措置等につきましては、周辺に農地はありません。

なお、現状建っているこちらとこちらの小屋は除却する予定です。次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、見積書と残高証明書を添付いただいておりますことから、問題はありません。併せて、土地改良区の受益地でないことを確認しておりますこと、都市計画法上の問題がないことを確認しておりますことから、一般基準についても問題がないものと思われれます。さらに、これまでの経緯と今後は農地法を順守する旨の顛末書を添付いただいております、追認による許可が可能であると思われれます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について茶木委員、澤田委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 茶木 洋子 委員

問題ありません。

○ 澤田 勘一 委員

事務局の説明のとおり、顛末書もありますことから問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。4 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5 条許可申請の 4 番案件でございます。議案書の 4 から 13 ページをご覧ください。こちらの案件は、昨年 10 月定期総会および 12 月定期総会にてご審議いただき、許可とのご判断を頂きました、鳥居本町の工事用仮設道路設置に伴う一時転用の案件の続きでございます。前回までは東海道新幹線の防音壁の補強工事が目的でしたが、今回はそれに加えて、こちらにあります索道防護の撤去を行う目的もあります。こちらの索道防護は、1930 年代から 70 年代にかけて、住友大阪セメントが石灰岩の原石を空中索道で輸送を行っていた時の名残ですが、耐震上問題があることから、今回防音壁の補強に合わせて撤去されることとなりました。申請者は、賃借人が愛知県名古屋市の●●株式会社さん、貸人は●●●●さん外 35 名です。転用目的は工事用車輛通路で、賃貸借による権利の設定を伴う一時転用となります。

なお、一時転用の期間は令和 4 年 4 月 20 日から令和 7 年 3 月 31 日までの約 3 年間です。申請地は、鳥居本町と小野町に跨る市街化調整区域内、農業振興地域外の農地となります。

まず、立地基準に照らして判断しますと、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから、農地区分としましては第 1 種農地であると判断できます。第 1 種農地は立地基準上原則許可できませんが、一時転用で位置が限定されており、当該申請地以外には代替性のある土地がないことから、例外的に許可可能と判断されます。こちらが現況写真です。続きまして、土地利用計画図をご覧ください。図面の枚数が非常に多いため、スライドでは一部のみ挙げさせていただきました。ご覧になりたい方はこちらにございますのでよろしくお願いします。

それでは一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、高架下の管理用道路と同じ高さまで造成し、幅員約 12 メートルから 15 メートル、延長約 1,270 メートルの道路を設置します。周辺農地への被害防除措置につきましては、雨水につきまして、仮設道路の外側に水路を設置し、既存水路へ放流します。また、既存水路の上は鉄板を敷いて影響がないように施工されることから問題はないものと判断されます。

申請目的実現の確実性につきましては、農地に復元するまでの見積書と残高証明書を添付いた

だいておりますことから、問題ないと判断されます。

さらに、土地改良区の受益地ではないことを確認しておりますこと、また必要となる他法令の関係としまして、滋賀県土地利用に関する指導要綱、河川法、道路法、法定外公共物占有許可、土壤汚染対策法、文化財保護法についても手続き中または手続き済みでありますことから、一般基準についても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について松宮委員、服部委員、吉田委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 松宮 秀治 委員

耐震的に問題のある構造物の撤去をする工事です、審議のほどよろしく願いいたします。

○ 服部 茂樹 委員

排水もしっかり行われるようで、問題ありません。

○ 吉田 定一 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

○ 澤田 勘一 委員

迂回する農地があるのは…。

○ 事務局（八木 貴大）

相続等の調整がなされていないとのことです。

○ 議長（田中 金二）

ほかに異議がないようですので、本件については許可とします。5 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5 条許可申請の 5 番案件でございます。議案書の 14 ページをご覧ください。申請者は、譲受人が●●●●さんと●●●●さん、譲渡人は 1 筆目が●●●●さん、2 筆目が●●●●さんです。転用目的は一般住宅で、贈与による所有権の移転を伴います。譲受人である●●さ

ん、●●さんは、近々結婚されるご予定ですが、親と同居するには狭隘であることから、●●さんの実家に近い当該申請地に新しく住宅を建築したいと申請されたものです。場所は、県道新海上稲葉線沿い、田附町と南三ツ谷町の境界近くに位置する農振白地の農地となります。

まず、立地基準に照らして判断しますと、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから、農地区分としましては第 1 種農地であると判断できます。第 1 種農地は立地基準上原則許可できませんが、集落に接続する形で設置される住宅は例外的に許可可能であり、他に住宅の建築が可能な土地がないことから、代替性も問題なく、許可もやむを得ないものと判断されます。こちらが現況写真です。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明させていただきます。利用計画としましては、455 m²の敷地に 98.95 m²の住宅を建築します。建ぺい率は 21.75 パーセントとなっております。まず、周辺農地への被害防除措置につきましては、周囲は側溝および L 型擁壁を設置し、境界を明示するとともに土砂の流出を防止します。雨水につきましては、敷地内に会所枡を設置し、西側の既存水路へ放流し、汚水につきましては農業集落排水処理施設に接続して処理をされるため、問題はないものと判断されます。

なお、水路を挟んで西側の農地でネギのハウスをされている耕作者の方とは、住宅の建築に当たり覚書を交わされております。

また、申請目的実現の確実性につきましては、見積書と住宅ローンの仮審査結果通知書を添付いただいておりますことから、問題ないと判断されます。

さらに、愛西土地改良区さんの受益地でない旨の通知書を添付いただいておりますこと、必要となる都市計画法第 29 条の開発許可についても手続き中でありますことから、一般基準についても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について野田委員、柴田委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 野田 一亮 委員

問題ありません。

○ 柴田 幸弘 委員

別に問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。6 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5 条許可申請の 6 番案件でございます。議案書の 14 ページをご覧ください。申請者は、譲受人が●●●●●さん、譲渡人は●●●さんです。転用目的は駐車場で、賃貸借による権利の設定を伴います。譲受人である●●●さんは、飲食店を経営されています。現在、お店の改装工事をされており、来客の増加が見込めること、また既存の駐車場(地図で示す)を返却することとなったことから、店舗に隣接する当該申請地を新たに駐車場用地として利用したいと申請されたものです。申請地は湖岸道路の滋賀県立大学前の交差点から西に約 200 メートルに位置します農業振興地域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は、立地基準上は転用が可能です。場所はこちらです。隣のこちらが店舗です。こちらが現場写真です。こちらが土地利用計画図です。図面に記載がないため筆の外寸を補足させていただきます。湖岸道路に接する南面が約 7.3m、琵琶湖側の西面が約 6.5m、お店側の長辺である西側が約 16.5m、●●●●番地と接する東面が約 19.4m となります。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、道路及び店舗と同じレベルまで造成し、碎石にて整地をします。駐車スペースは来客用に 3 台分を確保します。周辺農地への被害防除措置等につきましては、店舗との間に水路を設置し、会所枡を通して前面道路の側溝に放流して処理します。

次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、見積書と残高証明書を添付いただいております。全額を自己資金で賄う計画となっておりますことから、資金面の問題がないことを確認しております。

なお、当該申請地と前面道路の間に滋賀県名義の畑がありますが、これは湖岸道路のために買収した農地の残地であり、申請地と一体利用することについては事前に湖東土木事務所と協議されています。工事に係る申請手続きについては、許可後に行われることとなります。

また、南部土地改良区の問題ない旨の意見書を添付いただいておりますことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について疋田 喜久夫委員、疋田 吉隆委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 疋田 喜久夫 委員

施工上、逆流しないように現場で話しました。審議について問題ないと思います。

○ 疋田 吉隆 委員

特に問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。7 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5 条許可申請の 7 番案件でございます。議案書の 14 ページをご覧ください。申請者は、譲受人が●●株式会社さん、譲渡人は●●●●さんです。転用目的は自然キャンプ場に伴う駐車場で、売買による所有権の移転を伴います。譲受人である●●株式会社さんは、不動産業を営んでおられます。近年のキャンプブームによりキャンプ場の需要が高いことから、所有する山林を自然キャンプ場として整備し、併せて隣接する当該申請地を駐車場用地として利用したいと申請されたものです。申請地は野田山町の山際に位置します農業振興地域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は、立地基準上は転用が可能です。場所はこちらです。このあたりの山林一帯が譲受人名義の山林です。こちらが現場写真です。こちらが土地利用計画図です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、テントやキャンピングカー等の宿泊エリア、それに伴う駐車場として、従業員用を含む 34 台分を確保します。周辺農地への被害防除措置等につきましては、周辺に農地はありません。

次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、見積書と残高証明書を添付いただいております、全額を自己資金で賄う計画となっておりますことから、資金面の問題がないことを確認しております。

また、河川法第 55 条の手続き中でありますこと、森林法に基づく伐採届がされていることを確認しておりますこと、土地改良区の受益地でないことを確認しておりますことから、一般基準につきましても問題ないものと思われまいます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について木村委員、大塚委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いいたします。

○ 木村 数茂 委員

地元の説明会をきちんとしてもらいたいです。

○ 大塚 良一 委員

地目は畑ですが荒れ地になっており、猿が出るような場所です。

○ 議長（田中 金二）

以前にも近くで太陽光パネルで許可を出しているが、地元とのトラブルにならないか心配です。

○ 澤田 勘一 委員

農業委員会としては、地元の同意はいりません。

○ 議長（田中 金二）

必ず地元との協議をすることと意見を付して許可とすることとします。8 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5 条許可申請の 8 番案件でございます。議案書の 14 ページをご覧ください。申請者は、譲受人が●●●●さん、譲渡人は●●●●さんです。転用目的は一般住宅で、売買による所有権の移転を伴います。譲受人である●●さんは、現在実家で奥さん、母親、弟さんと同居されていますが、将来的に奥様のご両親と同居されるご予定であることから、実家に近い当該申請地に新しく住宅を建築したいと申請されたものです。申請地は県道彦根愛知川線の彦富町の交差点から南東に約 100 メートルに位置する農振白地の農地となります。

まず、立地基準に照らして判断しますと、団地規模が概ね 10ha 未満の農地であり、集落に隣接している農地であることから、第 2 種農地であると判断できます。第 2 種農地は代替性が認められる場合は原則許可ができませんが、住宅の場合は代替性の検討は不要であり、立地基準上は許可可能と判断されます。

なお、申請地は令和 3 年 11 月 25 日付けで住宅を目的とした農振の除外を行っております。

こちらが現況写真です。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明させていただきます。利用計画としましては、355 m²の敷地に 156.92 m²の住宅を建築します。建ぺい率は 44 パーセントとなっております。まず、周辺農地への被害防除措置につきましては、周囲は側

溝およびL型擁壁を設置し、境界を明示するとともに土砂の流出を防止します。雨水につきましては、敷地内に水路を設置し、集水桝を通して前面道路の側溝へ放流し、汚水につきましては公共下水道に接続して処理をされるため、問題はないものと判断されます。

また、申請目的実現の確実性につきましては、見積書と残高証明書、それぞれの両親からの融資を行う旨の申出書を添付いただいておりますことから、問題ないと判断されます。

さらに、愛西土地改良区さんの問題ない旨の意見書を添付いただいておりますこと、必要となる都市計画法第 29 条の開発許可についても手続き中でありますことから、一般基準についても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について大西委員、西澤委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いいたします。

○ 大西 太郎 委員

問題ないと思います。

○ 西澤 育男 委員

特段問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、所有権の移転および権利の設定を伴う転用 8 件異議なしと認めますので、会長許可とします。4 番案件については、許可相当案件として滋賀県農業会議に諮問します。推進委員の皆さんは退席されて結構です。ご苦労さまでした。

— 推進委員退室 —

— 農林水産課職員入室 —

続きまして、議第 18 号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

（ 彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するというので、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

報告第 8 号 農地使用変更届出報告

報告第 9 号 農地賃貸借の解約通知報告

報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告

議案書の 17 ページ目、報告第 8 号 農地使用変更届出報告、今月は 4 件、面積は 740.82 m²です。

議案書の 18 ページ目、報告第 9 号 農地賃貸借の解約通知報告、今月は 11 件、面積は 18,250 m²です。

議案書の 20 ページ目、報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告、今月は 13 件、面積は 57,787.91 m²です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

局専報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告

局専報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告

議案書 27 ページ目 局専報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告、今月は1件、面積は128 m²です。

議案書 28 ページ目 局専報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告、今月は8件、面積は21,393.61 m²です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

無いようですのでそれでは、慎重に審議いただきありがとうございました。これをもちまして、4月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。